

## 申告の対象となる資産のご案内

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。

なお、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得した資産で、まだ固定資産台帳に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼動していない資産）
- キ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います）
- ク 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（所有者の取得価額が20万円未満のものを除く）
- ケ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産
- コ 租税特別措置法の規定を適用して即時償却した資産

### 【資産種類ごとの主な償却資産】

償却資産を「資産の種類別」に例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物	駐車場の舗装（コンクリート、アスファルト）、構内舗装、自転車置場、カーポート、防壁、門、塀、フェンス、緑化施設、橋、軌道、広告塔等
	建物附属設備	建物附属設備は原則として家屋に含まれますが、次のものは償却資産として取り扱われます。 ①建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ②テナントの方が賃借している家屋に施行した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、モーター、ポンプ等の汎用機械類、パワーショベル等自走式作業用機械、駐車場機械装置、各種製造設備、クリーニング設備、太陽光発電パネル（屋根材一体型を除く）等
第3種	船舶	客船、遊覧船、貨物船、漁船、ボート、ヨット、釣船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車 分類番号が(0, 00～09, 000～099)及び(9, 90～99, 900～999)の車両</li> <li>・自転車、手押車、特殊自動車等（フォークリフト、構内運搬車等）</li> <li>・農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの</li> </ul> （注）自動車税・軽自動車税の課税対象となる、自動車又は原動機付自転車等は除きます
第6種	工具・器具及び備品	事務用品、各種工具、陳列ケース、冷蔵庫、ロッカー、テレビ、金庫、レジスター、エアコン、室内装飾品、自動販売機、パソコン、プリンタ、計算機器、コピー機、机、椅子、応接セット、医療用器具、理容美容器具、ゲーム機器等